

令和 4 年度北陸農政局補助事業評価技術検討会（第 1 回）

農業農村整備事業等補助事業の事後評価に関する 説明資料

1 令和 4 年度農業農村整備事業等補助事業の事後評価について

資料 3 - 1

2 事後評価地区別資料

（地区別結果書（案）、概要図、事業の効用に関する説明資料等）

資料 3 - 2

（1）農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業）

（^{にし え}西江・^{なか え}中江 1 期^き地区）：福井県

（2）農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）

（^{か じ かわ}加治川地区）：新潟県

3 現地説明資料

農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業）

（^{か じ かわ}加治川地区）：新潟県

参考

令和 4 年 1 1 月 1 8 日

農村振興部 土地改良管理課

1 令和 4 年度農業農村整備事業等補助事業の事後評価について

令和4年度 農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価(事後評価)

実施の根拠

農業農村整備事業等補助事業の事後評価は、平成14年4月に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第6条の規定により、政策評価に関する基本方針に基づき策定された「農林水産省政策評価基本計画(以下「基本計画」という。)」及び「農業農村整備事業等補助事業評価(期中・完了後)実施要領(以下「実施要領」という。)」に即し実施。
ただし、事業完了後の事業評価が政策評価法により義務づけられていないことから、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。(基本計画第7の3(2)ア、実施要領第2の2(1))

実施の目的

今後の「事業の在り方の検討」や「事業の評価手法の改善」等に活用し、事業の効率的・効果的な実施に寄与することを目的とする。(基本計画第4の3(3))

注) 国が行う補助事業の事後評価

事業実施主体の評価結果や情報の提供等の協力を得て、「事業の在り方の検討」、「事業の評価手法の改善等」を行う観点から、事業効果の発現状況、事業実施による環境の変化、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等を点検し、事業の効果や今後の課題等を把握。

実施地区等

農業農村整備事業等補助事業の実施地区のうち、総事業費10億円以上のものであって、事業完了後概ね5年を経過した地区が対象。(実施要領第2の2(1))

ただし、評価の実施については、事業実施主体を対象とした事後評価に関する調査結果を基に、「選定基準」に該当した地区のうち、事業実施主体の協力が得られた地区について実施。

地区別結果書(案)の作成

北陸農政局は、事業実施主体の協力の下、必要な情報・データ等を収集し、北陸農政局補助事業評価委員会（以下「事業評価委員会」という。）で検討の上、評価結果書(案)（以下「地区別結果書(案)」という。）を作成・取りまとめ。（実施要領第3の1、第4の2(1)）

技術検討会の意見聴取

事業評価委員会は、客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法及び透明性の向上を図ることを目的として、技術的・専門的な知見を有する第三者から構成される「技術検討会」を設置し、評価実施地区に係る地区別結果書(案)について意見を聴取。

意見については、評価結果に反映させるとともに、特記すべき事項については、地区別結果書(案)の第三者の意見欄に記入。（北陸農政局補助事業評価委員会設置要領第4の1(4)、令和4年度農業農村整備事業等補助事業の事後評価の実施方針 4(1)）

評価結果の報告と公表

北陸農政局は、地区別結果書を評価年度の2月末日までに農林水産本省に報告するとともに、3月末日までにホームページにより公表。（令和4年度農業農村整備事業等補助事業の事後評価の実施方針 5(1)、5(2)）

令和4年度 補助事業評価(事後評価)に係る評価実施地区の決定プロセスについて

基準・留意事項

Step1. 評価候補地区の選定

○ 施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業を除く農業農村整備事業の補助事業地区のうち、以下の①及び②の要件を満たす事業地区を、事後評価候補地区として選定。

- ①総事業費10億円以上の事業地区。
- ②事業完了後、おおむね5年を経過した事業地区。
(※平成28年度完了地区。)

Step2. 事業実施主体へのアンケート調査の実施

○ Step 1 で選定した事業地区について、以下の①～⑦の選定基準等の該当状況を把握するため、事業実施主体に対し、アンケート調査を実施。

- ①完了時の総事業費が大。(平均事業費27億円)
- ②計画時から完了時の総事業費の増減率が大。(平均増減率±15%)
- ③計画時から完了時の事業工期の延伸率が大。(平均延伸率±80%)
- ④計画時から最終時の受益面積の増減率が大。(平均増減率±5%)
- ⑤最終時のB/Cが参考値の範囲外。(1.03～1.97)
- ⑥営農や施設管理上の特徴的な取組・課題の有無。
- ⑦B/C分析資料の提供の可否。(必須)

※()内の数値は参考値で、平成29年度～令和3年度の候補地区の平均値。

Step3. 評価実施地区の決定

○ Step 2 で実施したアンケート調査結果を基に、以下の①～④の留意事項を踏まえ、事後評価実施地区を決定。

- ①各種資料(B/C資料除く。)提供等、協力の可否。
- ②地区事情や事業実施主体の意向等により、協力困難な地区は除外。
- ③評価候補地区数に対する評価実施地区数の割合が20%以上。
- ④作業労力を考慮し、特定県・事業種への偏りが生じないように留意。

No.	評価候補地区名	事業実施主体	関係市
水利施設整備事業			
1	かめだごうだい 亀田郷第2	新潟県 新潟市	
2	おきたようすい 沖田用水	福井県 福井市、坂井市	
3	かわいはるちかようすいひがし 河合春近用水東	" "	" "
4	にしえ なかえ き 西江・中江1期	" "	あわら市、坂井市
5	にしえ なかえ き 西江・中江2期	" "	" "
農地整備事業			
6	しばはし 柴橋	新潟県 胎内市	
7	ついじ 築地	" "	" "
8	かじかわ 加治川	" "	新発田市
9	さんわせいぶ 三和西部	" "	上越市

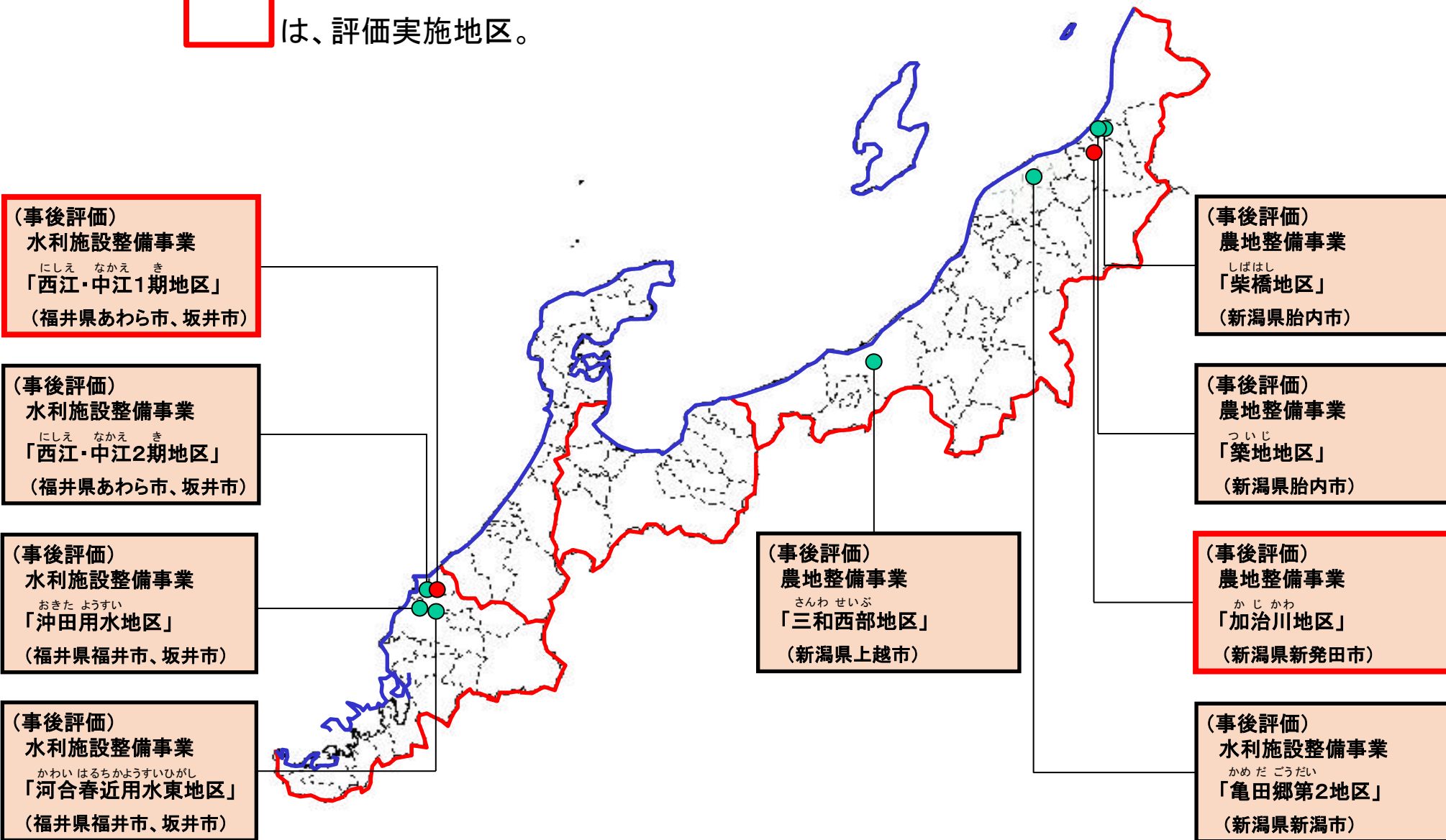
選定基準等の該当状況(当初計画時→完了時)						
No.	①	②	③	⑤	⑥	⑦
水利施設整備事業						
1	(参考) 20.8億円	(参考) 7%	(参考) 33%	(参考) 1.16	取組有	提供可
2	(参考) 13.1億円	△27%	(参考) 17%	(参考) 1.36	/	提供可
3	(参考) 26.3億円	△20%	(参考) ±0%	(参考) 1.16		提供可
4	(参考) 24.9億円	(参考) 4%	(参考) 50%	(参考) 1.10		提供可
5	(参考) 25.3億円	(参考) 9%	(参考) 17%	(参考) 1.07	/	提供可
農地整備事業						
6	39.9億円	△23%	350%	1.01	/	提供可
7	56.2億円	(参考) ±0%	425%	(参考) 1.04	/	提供可
8	62.6億円	(参考) △10%	280%	(参考) 1.12		提供可
9	32.7億円	△21%	325%	1.02	/	提供可

No.	①資料提供等、評価協力の可否及び ②協力困難地区	③実施率
		④バランス
水利施設整備事業		③ <u>評価実施地区数率</u> (候補地区数/実施地区数) <u>=22%(2/9)</u> を確保。
1	・作業労力を考慮し、特定県への偏りを回避するため非選定。	
2	・作業労力を考慮し、特定県・事業種への偏りを回避するため非選定。	
3	・作業労力を考慮し、特定県・事業種への偏りを回避するため非選定。	
4	・ <u>完了時の総事業費及び事業工期の延伸率が大きい</u> ため選定。	
5	・作業労力を考慮し、特定県・事業種への偏りを回避するため非選定。	④バランス ■県間 ・新潟県:20% (実施1/候補5)
農地整備事業		・富山県:一 ・石川県:一 ・福井県:25% (実施1/候補4) ■事業種間 水利: 1事業 農地: 1事業
6	・作業労力を考慮し、特定県・事業種への偏りを回避するため非選定。	
7	・作業労力を考慮し、特定県・事業種への偏りを回避するため非選定。	
8	・ <u>完了時の総事業費が最大、営農面でも特徴的な取組がある</u> ため選定。	
9	・作業労力を考慮し、特定県・事業種への偏りを回避するため非選定。	

注 1) 選定基準④は該当地区なし。
2) 選定基準に該当しない場合については、参考記載。

令和4年度 補助事業評価(事後評価)候補地区 位置図

 は、評価実施地区。



事務連絡
令和4年5月24日

各地方農政局
農村振興部 土地改良管理課長
水利整備課長
農地整備課長
防災課長
沖縄総合事務局農林水産部 農村振興課長

} 殿

農林水産省
農村振興局 整備部 土地改良企画課 課長補佐（事業効果班）
水資源課 課長補佐（水利施設強靱化班）
農地資源課 課長補佐（経営体育成事業企画班）
防災課 課長補佐（広域防災班）

令和4年度における農業農村整備事業等補助事業の事後評価の実施方針について

農業農村整備事業等補助事業の事後評価は、平成14年4月に「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「政策評価法」という。）が施行され、農林水産省においては政策評価法第6条第1項に基づき策定された「農林水産省政策評価基本計画」（以下「基本計画」という。）及び「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領」（以下「実施要領」という。）に即し、平成14年度から実施してきたところである。この間、平成22年の行政事業レビューの指摘を踏まえ、同年12月に「農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）における費用対効果分析の厳格化について」を発出し、事後評価における費用対効果分析の原則化を図ってきたところである。

令和4年度の農業農村整備事業等補助事業の事後評価の実施に当たっては、事業実施主体を対象とした事後評価に関する調査結果を基に、事業実施主体の協力が得られた地区について、評価を実施することとする。

具体的な内容については、別紙「令和4年度農業農村整備事業等補助事業の事後評価の実施方針」を定めたので参照されたい。

なお、事後評価を含む公共事業の事業評価については、総務省等より評価の厳格化、評価に関する情報の国民への提供等が求められていることから、評価内容の充実等より適切な評価が行われるようお願いする。

令和4年度農業農村整備事業等補助事業の事後評価の実施方針 (抜粋)

1. 評価対象候補地区の考え方

施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農業農村整備事業等補助事業のうち、総事業費10億円以上の事業完了後おおむね5年経過した地区(平成28年度に事業を完了した地区)を対象とする。

2. 評価実施地区の決定

(3) 評価実施地区の決定

- ① 地方農政局等は、(2)①の結果を基に、事業実施主体の協力が得られた地区のうち、事業実施前後の総事業費の増減や事業工期の延伸が大きい等の特徴的な地区、最終計画の費用対効果分析に関する資料の提供が可能な地区を中心に、以下の事項に留意しながら事業実施主体と調整し、評価実施地区を決定すること。

- 1) 地方農政局毎に評価対象候補地区数に対する実施地区数が20%以上かつ地方農政局等管内の評価対象候補地区を有する都道府県の相当数以上の地区数が確保できるよう選定する。
- 2) 地区選定に当たっては、作業労力を考慮し、特定の都道府県及び事業種に偏りがないように留意する。

- 1) 事業規模： 完了時の事業費の規模が大きい地区
(参考値： H29～R3年度の評価候補地区の平均事業費を基に整理→ 約27億円)
- 2) 事業費の増減： 当初計画から完了時の総事業費の増減率が大きい地区
(参考値： H29～R3年度の評価候補地区の事業費の平均増減率を基に整理→ ±15%)
- 3) 事業工期の延伸： 当初計画から完了時の事業工期の延伸率が大きい地区
(参考値： H29～R3年度の評価候補地区の工期の平均延伸率を基に整理→ ±80%)
- 4) 受益面積の増減： 当初計画から最終計画時の受益面積の増減率が大きい地区
(参考値： H29～R3年度の評価候補地区の受益面積の平均増減率を基に整理→ ±5%)
- 5) 費用便益比(B/C)： 最終計画時のB/Cが参考値の最小値以下もしくは最大値以上の地区
(参考値： B/Cが1.03～1.97の範囲。これは、H29～R3年度の評価候補地区の約8割が含まれる範囲である)
- 6) 整備された農地や施設の利用・管理状況について特記すべき事項がある地区